

令和5年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和5年12月14日(木) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第130号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第131号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第132号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第133号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第134号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
 議第135号 小形除雪車購入契約の締結について
 議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)
 議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)
 議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
 議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(6名)
- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 渡 辺 昌 君 | 2番 河 村 幸 雄 君 |
| 4番 川 村 敏 晴 君 | 5番 大 滝 国 吉 君 |
| 6番 本 間 善 和 君 | 7番 尾 形 修 平 君 |
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者(なし)
- 7 委員外議員(なし)
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 小 川 良 和 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 中 川 博 之 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 | 臼 井 信 一 君 |
| 同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長 | 高 橋 和 憲 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 橋 雄 大 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 富 樫 充 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 長 | 田 村 政 和 君 |
| 観 光 課 長 | 田 中 章 穂 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 村 山 真 一 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 主 幹 | 小 池 一 栄 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 副 参 事 | 園 部 和 枝 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 増 子 正 臣 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝 幸 君 |

都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君
同課都市政策室長	風間貴志君
同課建築住宅室長	宮村勉君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	林奈美君
同課経営企画室副参事	石井美勝君
同課経営企画室副参事	本間かおり君
同課業務室長	東敏之君
同課工事管理室長	渡邊貴志君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	中山航

(午前 9時59分)

委員長（尾形修平君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 おはようございます。それでは、議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。本条例は、これまで地方公営企業法の一部適用としていた下水道事業について、令和6年4月1日から全部適用への移行に伴い、条例の題名を村上市公営企業の設置等に関する条例に改めるほか、下水道事業の規定を追加するものである。また、附則において、村上市下水道事業の設置等に関する条例を廃止するほか、関係する条例について所要の改正を行うものであり、令和6年4月1日から施行するものである。以上、よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第130号 11 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第131号 11 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第132号 8 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第133号 8 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について、議第134号 8 t 級除雪ローダ購入契約の締結について、議第135号 小形除雪車購入契約の締結についての6議案を一括議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

それでは、議第130号から議第135号までの6議案について、一括でご説明をさせていただきます。本件6議案は、令和6年10月31日をもってリース期間満了を迎える車両に替えて、新たに11台を購入するもので、令和5年10月26日に指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結している。なお、現在も契約から納期までに長期間を要する状況であることから、議第130号から134号の除雪機械については、納入期限を令和6年11月29日に、議第135号については、納入期限を令和6年10月31日としている。また、全ての車両のトン数のクラス、作業装置については、既存車両と同様としている。議第130号については、11トン級除雪ドーザの購入の契約についてだが、契約額は1,930万6,400円で、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと仮契約をしている。こちらは、11トン級除雪ドーザ、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ作業装置つき1台を神林地区に配備いたす。続いて、議第131号は11トン級除雪ドーザの購入契約の締結についてになるが、契約額は1,952万4,630円で、日本キャタピラー合同会社下越営業所と仮契約をしている。こちらについては、11トン級の除雪ドーザ、車輪式、マルチプラウ作業装置つき1台を神林地区に配備いたす。続いて、議第132号 8 t 級除雪ドーザ購入契約の締結についてだが、契約額は4,652万8,890円で、日本キャタピラー合同会社下越営業所と仮契約をしている。こちらの8トン級除雪ドーザ、車輪式、マルチプラウ作業装置つき3台については、神林地区に配備いたす。次の議第133号 8 t 級除雪ドーザ購入契約の締結についてだが、契約額は4,208万2,200円で、合資会社坂町重機工業と仮契約をしている。こちらは、8トン級除雪ドーザ、車輪式、アングリングプラウ作業装置つき3台を神林地区に配備いたす。次の議第134号 8 t 級除雪ローダ購入契約の締結についてだが、契約額は2,441万9,260円で、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしている。こちらの8トン級除雪ローダ、車輪式、スノーバケット作業装置つき2台については、荒川地区と朝日地区に配備いたす。次の議第135号小形除雪車購入契約の締結についてだが、契約額は2,457万8,800円で、株式会社日の出自動車と仮契約をしている。こちらは、ロータリー1.3メートル級、除雪幅1,500ミリを神林地区に配備いたす。説明については以上である。

(質 疑)

本間 善和

課長、これ今回台数が非常に多いわけだけれども、今回のこの入替えというのは、リースから購入と、もう自社の、自社というか、村上市のものに買うのだよという

意図の変更だよね。ちょっと確認だけれども。
 建設 課長 今委員のおっしゃるとおりである。
 本間 善和 それで、リースから購入という格好を取るということは、多分担当課のほうで利点、
 欠点、いいところ、悪いところ、お金の面でもあると思うのだけれども、その辺と
 建設 課長
 の検討の結果、購入に決めたという内訳をちょっとお話し願えればと思う。
 まず、リースから購入に切り替えた一番の理由は、財源の関係になる。今回購入す
 る車両については、現在緊急自然災害防止対策事業債という充当率100%で起債充当
 が70%の起債制度が令和7年度まで今制度化されているので、それを活用すること
 ができると、その費用面でのメリットがまず1つと、それとこれまでリース車両で
 やっていたのだが、保有に切り替えても、車両の保管場所の確保のめどがある程度
 立ったと。今回台数も多いのだが、今現在神林支所のすぐそばの高速道路の高架下
 を占用する形で、そちらに今計画した台数が18台分置く計画で土地を確保できて、
 そしてまるっきり日ざらし、雨ざらしにならないで置けるという場所の確保もでき
 たということ、そういったものにより、今回財政課とも協議した中で、購入でいこ
 うという決定をいたした。
 本間 善和 もう一点、リースから自社にすると、今後購入した後なのだけれども、維持管理と
 いうのは、当然村上市で今度管理しなければならないという格好になっていると思
 う。その辺の点で、購入する、契約する会社が県内の業者なのか、その辺のところ
 ですぐ対応という格好を、故障の場合とか、そういうときの対応策というのはどの
 ように考えているのか。
 建設 課長 購入後のメンテナンスに絡まる話だと思うが、今回の入札においても、メーカーさ
 んで仮契約を締結したところと、地元業者の方で締結したところがあるが、基本メ
 ンテナンスに係る部分については、市内の業者さんの自動車整備ができる会社の方
 に発注をして、市内でもメンテナンスをしてもらおうということで、建設課では今
 現在もそのような対応をしているところである。
 渡辺 昌 ここ数年でリースから購入に切り替わっているけれども、それは今回の議案分が全
 部購入した場合、除雪に係る機械の台数のうち、現在リースと市所有のものの台数
 の割合、分かったら教えてください。
 建設 課長
 まず、令和5年度の稼働除雪車ということでお話をさせていただくと、保有車両に
 ついては41台になる。そして、それ以外のリース、レンタル、また業者さんが保有
 する機械を市のほうで借り上げて除排雪業務に当たっていただくという、そういつ
 た車両も含めるとトータルで185台でしているの、保有の割合が22%ほどになるう
 かと思う。
 渡辺 昌 これは、順次この先もうリースから購入に切り替えていくと思うのだけれども、以
 前の委員会では全部・・・リース多少残るのだったっけ、だけれども、一応リース
 から購入に切り替えるのが終わるのはいつ頃になるのだろうか。
 建設 課長
 今現在でいくと、令和7年度までその財源があるので、令和7年度に購入できる分
 までについては、そのままリースから保有に切り替えていこうということで考えて
 いる。ただ、リース車両についても、今現在最長の契約で、契約終了が令和8年の11月
 30日までリース契約があるものもあるので、財源との関係にもなるが、そういった
 車両についてはまた改めて検討してまいりたいと考えている。
 河村 幸雄 課長のほうから先ほどお話があった件だけれども、メンテナンスや修理は市内業者
 を使っていきたいということである。本当に地元の経済を回すためにも、地元を優

先させる方法の仕組みを考えてくださいという要望も、常にこの話が出ているけれども、何とかそのような形でお願いしたいと思う。よろしく願います。

建設 課長
川村 敏晴

今後もそのような形で配慮してまいりたいと思う。

リースから保有に変えるということになると、保有車両が使えなくなったときの処分、これも今度発生してくるわけだけれども、今年度及び来年度、処分に当たる車両はあるのか、またはどのような処分方法をするのかお聞かせください。なければ

管理 室長

今年度については、1台廃車にしている。それについては、このリース満了車を切り替えるために発生したのではなくて、もともとの保有の更新で廃車にする分ということであるし、あと今年度も更新で1台購入しているので、その分についての1台は来年度、いつも財政課のほうで競売にかけると一緒に、同じく除雪車のほうもそちらのほうで処分をさせてもらっている。

渡辺 昌

あまりこういう機械関係知識ないのだけれども、議案の資料の作り方として、実際写真は載っているけれども、これは参考写真ということで載っている。それで、性能とかは確かに書いてあるのだけれども、例えば電化製品とか何かでは、品番とか型番とかあるわけだし、あと落札者見れば大体どこのものかというのはメーカー分かるのだけれども、そういうもうちょっと詳しいデータというのか、そういうものというのは載せられないものだろうか。

建設 課長

また検討を、ちょっと市の中で相談をさせてもらう。議案の案件として、細かい性能の部分になるので、議案として提出するもの、契約の相手方、金額だとか、そういったものとはちょっと案件、そういったものは議案として上げるものになって、あくまでも参考資料なので、その辺どこまで工夫できるかはちょっとまた検討させていただきたいと思う。

川村 敏晴

今の関連だけれども、これから購入するというなら今の理屈もちょっと分かるのだけれども、購入もう決定しているわけだよね、入札。そうすれば、その車に対して、日立車なのか、コベルコなのかと違って、もう決まっているわけではないか。それに対して、そのものを表示できないのかという質問だったと思うのだけれども、何でそうなるのかなというのを私もちょっと疑問に思ったけれども。

建設 課長

まず、購入する車両のメーカー、どこの社製のものかについては、記載は可能なのだろうなというふうには思うのだが、そのほかの諸元について、どの程度また載せればいいのかだとか、ちょっとその辺は工夫をして、改めて考えさせてもらえればと思うのだけれども。

尾形委員長

今建設課長言ったのは、私的にはもっともだって思うのだ。資料に出ている購入概要というのがあって、そこに性能諸元というのがみんな載っているわけだ。私も機械のこと詳しいから、ちょっと説明させてもらうのだけれども、今渡辺委員が言われたように、例えばコマツのWA100とかというのを知りたいということなのだよね、言ってみて。だから、それはメーカーが、それはどこに落札するかで違うのだろうけれども、今回こうやって契約の締結に出て、初めて例えばコマツとかキャタピラーとかというのが出ているのだけれども、では、それを我々が知ってどういうメリットがあるのかなというの私は逆に分からないのだけれども、言っている意味分かるか。だから、諸元で決まっているから、それに基づいて、各メーカーさん、業者さんが入札に対応して、今回決定したわけだ。それに準じた機械が決定されたので、それ以上に我々が知るべき必要はあるのかなって私は感じたのだけれども、

その辺逆に質問者、いかがか。

渡辺 昌 私も委員外の委員から言われて、今回取り上げたのだけれども、そう言われればもうちょっと何かデータとして、例えばうち帰ってこれ検索して調べるために見るという方法もあるわけではないか。これを見れば分かる方は分かるけれども、はっきり言ってど素人なのに、ただ中身も分からないまま議決するということになるので、素人、素人という言い方がいいのか、悪いのか分からないけれども、もうちょっと分かりやすいデータがあってもいいのかなと思って質問したところだ。工夫できるようにであればやってください。

建設 課長 今の渡辺委員のお話でいくと、要は性能諸元をこちらのほうで規格含めて出しているが、それに対応した機械がちゃんと入ってくるのか、このメーカーのこの車種であればそれを満たす、その確認をしたいということで、そういった今お話があったかと思うので、それについては私のほうも十分理解できるので、今後また工夫させてください。

(議第130号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第130号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第131号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第131号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第132号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第132号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第133号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第133号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第134号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第134号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第135号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第135号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長

それでは、議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者の指定に係る資料の13ページから御覧いただきたいと思う。施設の名称、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」、指定管理者となる団体としてさんぽく体験交流企業組合である。指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとしている。当指定管理は、現在1年間の指定管理の状況に置かれている。前回の指定管理において、組合の経営条件を懸念する内容の意見書が選定委員会から付されたことよっての期間短縮1年間で現在推移している。それについて、今回新たに2年間の期間を提案するものである。この間、委員会等で計5回の審議を受け、その中で市としても、現在の経営状況等を経営改善計画及び財政状況の改善、そして経営管理、経営体質の改善、そして利用者と売上増加の取組と推移等をご説明し、また市も確認して、審査をいただいた。その結果、16ページにあるが、必要な助言、指導も今後必要とする。そして、継続した経営改善がなされるよう市の監視を求める内容、そして組合が不得意だとする部分について、市からの技術的な支援を努められたい等の新たな意見を付されている。指定管理選定委員会の答申を踏まえた上で、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」の指定管理者として指定しようとするものだ。以上、

ご審議のほどよろしく願います。

(質 疑)

本間 善和

それでは、担当課長に。今の説明聞いた。ここに文章で書いてあるとおり、去年は、今現在は1年という格好での経営から心配していたのだけれども、経営面の返済金なんかも順当に返済しているということで、2年に延ばしたいという提案だというふうに私は取っていた。非常にいいことだということで、努力しているのだなど、組合のほうがと、そういうふうにとっている。その中で委員会のほうからも、ここに文章でも書いてある、必要な助言、指導というのは担当課のほうで行ってくださいという文章だと思う。これについては、担当課として、課長としてどういう助言、どういう指導をしていくつもりであるか、ちょっとお答えください。

観光 課長

当施設は、名称にあるとおり交流の館と命名されている。これは、体験、交流のキーテーションとして、自主事業を活発に行う施設であるべきというふうな認識でいる。その中で、これまでの間、コロナ禍の中でなかなか交流の事業が実施できない年数が多くあった。そこで、改めて組合からの事業計画等には今後取り組むべき事業計画が多く示されているが、これまでの経験してきた実績のある内容を踏襲しながらも、新たな交流の拠点としての活動内容というのは、やはりこれ観光全般にも言えることなのだけれども、1つの拠点としての観光資源、交流資源というのを活用するよりも、さらに広域化したものを何か提案できないかというふうには当課では考えている。具体的に申すと、山北エリアの資源等を活用した企画等はこれまでも多くあった。また、そこでもう一つ範囲を広げた関係性を持ちながらの観光資源を活用した交流ができないかというのを今模索しているところである。

本間 善和

私地元なものだから、彼らが一生懸命努力しているというのが見えるのだ。交流の館一つだけでは物事ができない。あなたが今言うとおりののだ。そういう格好で、笹川流れの遊覧船を使ったり、山間部の赤カブを使ったりと、そういう体験交流という格好でのイベントを彼らはぶっている。季節、季節によって塩引き作りとか、塩辛作りなんかも夏場にはやっている。そういう格好のイベントというのは、私非常に組合の努力だと思うのだ。だから、そういうところを私見ている中では、行政としてもう一步手助けができないのかなというような格好で私常に思っているの、そういうところの情報の発信、16ページの最後のほうになるが、不得意とする情報の発信とかは、はっきり言えば行政の得意な分野だと思うのだ、逆に言う。だから、そういうところと一緒にたぐを組むというような取組をぜひともやっていただきたいと、そう思う。いかがだろうか。

観光 課長

ただいま委員からご意見いただいたとおり、当課としても、そのような取組を進めてまいりたいと考えている。

本間 善和

もう一点、副市長にちょっとお伺いしたいと思う。市長の交流の館の今後の考え方、私も議場で聞いていると、非常に重要だということは分かるのだけれども、やはり高速道路ができるめどがつくまで再利用するのか、建て替えるのか、それとも廃止するのかということを決めたい。拠点だということは非常に分かるのだけれども、その辺ところがまだ明確には決めていないのだけれども、そういう中から1つを決めていこうと、これから。これは当然だと思う。その中で、今現在それでもこれから2年間指定管理をすると、使っていくという格好を取るわけだけれども、その中で私心配なのが1つあるのだ。というのは、耐用年数が非常に来ているという

ことは副市長もご存じだと思っただけけれども、耐用年数40年から超えた建物、そして耐震性もなっていないという建物に、料金をいただいて宿泊させていると、お客様を。万が一の場合、万が一ということは、これはあってはならないことだけれども、やはり行政が絡んで、宿泊客からお金をもらって泊めているという以上は、万が一のことを考えていなければならない、想定しなければならないと私は思うのだ。その辺のところ、こんなことはあり得ないと思っただけけれども、万が一大地震が来て、耐震性もなっていないものだから、潰れたとか云々だとかといった想定というのは考えているか。これ副市長に、ちょっとそういう建物を管理してお金を取って宿泊させているという立場からいって。

副市長

まずは、建物の構造、それから耐震性については、今委員がおっしゃるような、そういった大きな課題があるということは承知をしているし、そこに宿泊をさせていいのかということになると、ここにはやっぱり大きな課題、問題があるのだろうというふうに思っている。そのことも踏まえながら、公共施設マネジメントプログラムで今検討、審議をしているところであるけれども、今年度末までには方向性は出したいということで、これは本会議でも答弁を申し上げた中にそういった表現をさせていただいている。その中で、2年間の指定管理をまた提案申し上げているわけであるけれども、そういうところからすれば、しばらくの間はまずは今の状態を続けていくということにはなるかというふうに思うけれども、ただ問題を抱えながら、今と同じような状態の中で続けていくことそのものがどうなのだということが大きな議論の中身になっていることは確かである。ただし、地元の方はじめ、市にとっても、特に北のエリアの拠点であるべきその土地の中で今まで果たしてきた役割、これから高速道路が開通した暁には、どんどん、どんどん多くの方がまさに交流を目的に、そこを目指して来てくださるということも考えれば、それを十分に踏まえて、僅かな短い審議の時間ではあるけれども、そろそろ方向性が見えてきているので、その中でしっかりと方向づけをしていきたいというふうに考えている。今委員がおっしゃる耐震性に課題がある中での宿泊、ここは本当に大きな課題であるということは十分認識しているので、そこを踏まえながら、早急に結論を出していきたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

渡辺 昌

宿泊の部分について教えてもらいたいものだけれども、今現在部屋数と収容人数というのか、その枠というのはどのくらいなのだろうか。

観光交流室長

交流の館「八幡」については、全部で12部屋、和室が7部屋、洋室が5部屋、収容人数の定員は60名となっている。

渡辺 昌

私も以前、大分前になるけれども、何回か宿泊したことあるのだけれども、そのときは工事関係者の方が多いのかなと思ったし、それも1泊2日でなくて、長期で利用されているというような印象があったのだが、今現在どんな、宿泊者の状況を教えてください。

観光 課長

今委員からの情報のとおりであるが、ちょうどコロナ禍でイベント等が開催できなく、観光客の宿泊が停滞している中で、タイミングいいというか、そのときに工事関係者の利用があったことによって、利用者についてはある程度の確保ができていた。今現在、観光のほうも再開の兆しが見えている状況である。宿泊者に関すると、平成29年当時一番ピークと捉えると、年間5,028名であった。ここの中の影響で一番低かったのは令和2年度であるが、そのときはもう半減以下の2,230だった。そして、前年度、令和4年、幾らか回復、3,000を超える回復を見ているが、今現在、11月

現在で既に2,837になっているので、残り4か月を推測すると、前年度をまた上回る宿泊者が望めるのではないかというふうに見ている。

渡辺 昌 宿泊者の状況によって八幡の収入も変わってくるのだと思うけれども、いわゆる稼働率というのか、そういう数字というのは出ているのだろうか。

観光交流室長 稼働率については、細かい数字はちょっと出してはいないのだけれども、年間を通すと3割から4割ということで以前は聞いていた。

尾形委員長 私から、昨年この案件に関して出たときに、併設されているかがり火さんのほうの経営状況がいまいちで、同じ団体がやっている中で、そっちのほうも収益を上げていきたいというような答弁もあったのだけれども、その辺に関してはいかがか。

観光 課長 おっしゃるお話のとおりである。昨年の附帯意見としても、指定管理施設とは別に運営している食の工房かがり火を要因とする厳しい財政状況を指摘されて、組合の経営状況が安定した施設管理、この指定管理施設に対しての影響を及ぼすのではないかという懸念であった。かがり火に関しても、新たに観光客が今増加の中で、メニュー等の改善、そういったものも今示されて、売上げ等は上昇しているというふうに認識している。あと、組合員の今後安定な経営がなし得るかの分は、組合全体の経営状態の確認が必要になる。その中で、借入金の返済計画であれば、それがまず滞りなく実施されているか、そういった面を今回の選定委員会の中でもお示しながら、ご判断いただいたところである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(観光課長 田中章穂君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正については、歳入予算においては、地域活性化推進事業負担金を計上したほか、前年度繰越金の計上により一般会計繰入金を減額するものである。歳出予算においては、電気料の価格高騰による追加経費を計上したほか、イベント事業委託料を追加計上するものとなっている。予算書7P、8Pを御覧ください。繰入金31万1,000円の減については、その下段になるが、前年度繰越金96万1,000円が確定したことにより、そこに電気代高騰分の歳出予算65万円を差引きした結果、31万1,000円の一般会計繰入金の減としている。4款前年度繰越金については、前年度決算による確定額96万1,000円である。第5款諸収入であるが、地域活性化推進事業負担金、これは県事業の地域活性化推進事業、これソフト事業であるが、その広域枠に県から負担等の支援がいただけることが確定したことにより、15万円の歳入を計上している。歳出である。9P、10Pを御覧ください。9P、

10Pについては、歳出の予算として、先ほど申した光熱水費増加分、それとイベントの繰入れによる事項に係る合計80万円の計上をしている。65万円については、増加分については、4月から9月までの実績及び、そこに10月以降のまた推移の上昇額を計算して算出している。説明は以上となる。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、県からの15万円という、地域活性化推進事業という格好で収入が入ったと。支出で15万円その金額をぴったり出しているわけけれども、これは内容とすれば、県の負担金という格好でなっているけれども、このような事業をやりなさいとか、こういう事業をやる計画だよとか、イベントをやる予定だとかというものはもう決まっているのか、内容等についてお話しください。
- 観光交流室長 県の地域活性化推進事業ということで、目的としては、スキー場を活用した交流人口の拡大、あるいはスポーツレクリエーションの確保ということで、事業の目的はなっている。今年度予定しているのが蒲萄スキー場においても宝探し、あるいはタイムレースといったイベント的なものを開催予定としている。
- 本間 善和 それはいつ頃、何回やるという格好で、もう予定になっているか。
- 観光 課長 予定日としては、2月の11日に予定している。これ当日のみである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 上下水道課長 それでは、議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第1項営業収益に775万円を追加、第2項営業外収益では42万円を減額し、収益的収入の予算を11億5,571万4,000円とするものだ。支出については、第1款水道事業費用、第1項営業費用では170万5,000円を減額し、収益的支出の予算を11億4,119万7,000円とするものだ。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2Pを御覧ください。収入の補正はなく、支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費に25万9,000円を追加し、資本的支出の予算を8億7,489万円とするものだ。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億9,341万1,000円については、当年度分損益勘定留保資金等により補填するものだ。3P、4Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については、第1款1項3目その他営業収益、他会計補助金の浄水施設管理業務委託負担金について、この負担金については、村上、朝日地域における

上水道、簡易水道施設の維持管理業務を上水道事業にて一括して契約していて、簡易水道事業が負担金として支出しているものである。これまでも維持管理業務費用については、上水道事業及び簡易水道事業によって経費負担してまいったが、運転管理費等の一部業務について、簡易水道施設の負担分についても、上水道事業で負担してきた。このため、年度途中ではあるが、上水道事業会計の経営状況が大変厳しい状況であることから、今後の経営等も考慮いたして、簡易水道事業が負担すべき費用として775万円を追加計上するものである。2項2目他会計補助金については、職員人件費の調整により、一般会計繰入金を減額するものである。5P、6Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、職員人件費の調整により、1款1項2目配水及び給水費では289万7,000円を減額し、4目総係費では119万2,000円を追加するものである。7P、8Pを御覧ください。資本的収入及び支出の支出については、1款1項2目改良事業費では、職員人件費の調整により25万9,000円を追加するものである。以上、上水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第2項営業外収益に837万7,000円を追加し、収益的収入の予算を3億5,710万6,000円とするものだ。支出については、第1款水道事業費用、第1項営業費用に837万7,000円を追加し、収益的支出の予算を3億5,710万6,000円とするものだ。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2Pを御覧ください。収入については第1款資本的収入、第3項工事補償金に1,355万円を追加し、資本的収入の予算を1億9,360万7,000円とするものだ。支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費に532万2,000円を追加し、資本的支出の予算を3億4,089万6,000円とするものだ。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,728万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金等により補填するものだ。3P、4Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については、1款2項1目他会計補助金において、施設維持管

理委託負担金の不足額、そして職員人件費の調整により、一般会計繰入金に837万7,000円を追加するものである。5 P、6 Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の施設維持管理委託負担金については、負担金算出方法の見直しにより775万円を追加し、4 目総係費では職員人件費の調整により62万7,000円を追加するものだ。7 P、8 Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入については、1 款 3 項 1 目工事補償金では、県道改良工事に伴う送水管移設工事実施設計委託に1,355万円を追加するものである。9 P、10 Pを御覧ください。資本的収入及び支出の支出については、1 款 1 項 1 目改良事業費では、職員人件費の調整で11万8,000円、工事請負費の配管等改良工事に520万4,000円を追加するものである。以上、簡易水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、負担金という項目で、簡易水道から上水道のほうに、たしか775万円だったっけか、さっきから、関連だけれども、行ったり来たりするわけだけれども、この負担金の出し方というのか、算出方法というのか、今回見直しにより足りなくなったという言葉を使ったのだけれども、もっと詳細にこの負担金の出し方をちょっと説明してください。
- 上下水道課長 今回の施設維持管理負担金であるけれども、これまで上水道事業のほうで利益を出していたということもあって、簡易水道でこれまでも負担すべき負担金を大分上水道のほうで肩代わりしていたということがある。先ほども説明にあったけれども、上水道事業のほうも大変状況が厳しい、経営に対して大変厳しい状況があって、当初簡易水道のほうから負担割合としては3割ほど負担金としていただいていたのだけれども、どうしてもやはり経営上、その倍ぐらいの65%ほど割合を見直し、見直しというのか、本来の負担すべき姿に戻らせていただいたということが今回の補正の内容である。
- 本間 善和 そうすると、課長、その3割とか6割とかまず規模を決める、3割を決める、半分の50%を決めるとかというのは、施設の数とか、もしくは水量とか、そういうところが出てくるのか。維持管理費の出し方なのだけれども。
- 上下水道課長 負担割合については、施設数、施設の数で割合を定めている。
- 尾形委員長 今のに関連してなのだけれども、そうすると来年は当初予算からそういう格好で出るということでもいいか。
- 上下水道課長 来年度からは、あるべき姿できちんとした予算計上をさせていただこうというふうを考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益で127万2,000円を減額し、収益的収入の予算を39億396万円とするものだ。支出については、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で収入と同額の127万2,000円を減額し、収益的支出の予算を39億396万円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款資本的収入、第6項出資金に194万6,000円を追加し、資本的収入の予算を31億5,317万3,000円とするものだ。支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費に194万6,000円を追加し、資本的支出の予算を47億4,819万4,000円とするものだ。3P、4Pを御覧ください。補正の主な内容といたしては、収益的収入及び支出の収入については、1款2項1目補助金では職員人件費等の調整により、一般会計繰入金127万2,000円を減額するものだ。5P、6Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出については、1款1項5目総係費では、職員人件費の調整により141万8,000円を減額し、備用品費及び委託料については、法全部適用に伴う領収印購入費用等で14万6,000円を追加するものである。7P、8Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入については、1款6項1目出資金では、一般会計からの繰入金である出資金を194万6,000円追加するものである。9P、10Pを御覧ください。資本的収入及び支出の支出については、1款1項1目建設事業費では、職員人件費の調整により194万6,000円を追加するものである。以上、下水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長(尾形修平君)閉会を宣する。

(午前10時59分)